

プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る 中間取りまとめ（平成22年度入札に向けた取りまとめ）

平成21年9月

1. 検討の方向

- プラスチック製容器包装の再商品化手法の在り方については、平成19年6月の中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ（以下「合同会合取りまとめ」という。）に基づき、平成20年度分入札より、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保しつつ、一定の品質基準を満たす材料リサイクルのみを優先的に取り扱ってきた。
- 平成21年度分入札については、品質基準を適用しつつ、バランスのとれた組合せの確保の観点から、緊急措置として、材料リサイクル事業者の落札可能量に調整率を乗ずる等の措置を講じた。
- 平成22年度分以降の入札において、平成21年度と同様の緊急措置を実施していくことは困難な状況が想定されることから、プラスチック製容器包装リサイクルの再商品化の在り方について、前回の合同会合取りまとめ以降の状況等を踏まえ、改めて審議を再開した。
- 今回の審議においては、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方に関し、中長期的な課題も含め、多岐にわたる課題を検討事項としたことから、そもそもその議論に立ち返り十分な審議を重ねていくことが必要となるが、直近の平成22年度の入札手続から反映できるよう、まずは、これまでの議論を踏まえ平成22年度の入札手続に盛り込むべき内容についてここで中間取りまとめとして整理を行うこととし、その後引き続き当初の議題について、本年夏以降、全体的な議論を継続する。また、本中間取りまとめでは、全体的な議論のための項目をあわせて整理する。

2. 材料リサイクルの優先的取扱いを巡る経緯等

（1）材料リサイクル手法の優先的取扱いの提言

- 材料リサイクル手法の優先的取扱いについては、平成11年の産業構造審議会において、プラスチック製容器包装に係る再商品化については、白色トレイが「他のプラスチック製容器包装とは別に「発泡スチロール製食品トレイ」として分別収集を行うことも可能とする」とされるとともに、プラスチック製

容器包装の再商品化手法について、プラスチックの原材料等としての利用がなるべく望ましいことから、「プラスチック原材料等の再商品化方法を、他の再商品化方法（油化、高炉還元他）に比べて、一定の基準の下で優先的に取り扱う」こととされた。

- 「優先的取扱い」の具体的な内容は示されていないが、これを受けて財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）における入札では、落札事業者、数量の決定において、材料リサイクル事業者をケミカルリサイクル事業者に先行して行う方法がとられた。
- その際、材料リサイクルの処理能力（落札可能量）総計が市町村申込量の総計を下回っていたが、材料リサイクル事業者の入札について対象地域や総量、品質等の制約、基準を特に設けなかった。この結果として、材料リサイクル事業者における落札地域、数量、価格等の面での強い競争環境が回避され、技術の進展等を促したと考えられるが、一方で新規参入、能力増強が相次ぎ、材料リサイクルの落札量が、予想を超えて急激に拡大した。

(2) 入札上限、調整率、品質基準導入等

- 平成18年度からは入札額に上限値（入札後に公表）を設定する措置がとられたこともあり、落札価格は低下がみられたものの、材料リサイクルの落札シェアの増大が続いた。一方、（4）に記載のように、科学的分析を踏まえた対応の必要性なども提言された。
- このため、平成19年度入札においては、全再商品化手法において、従前の落札可能量（再商品化能力の査定量）に一律90%を乗じた量を落札可能量とする緊急措置がとられた。
- こうした状況を受けて合同会合が開催され、平成19年の合同会合取りまとめにおいては、「材料リサイクル手法に関しては、分別収集における異物や汚れの除去の徹底や材質別処理の進展を通じて分別基準適合物の質が向上することにより、再商品化製品が容器包装として繰り返し再生利用されている白色トレイに準じた再商品化率及び再商品化製品の品質の向上と費用の低減といった再商品化の効率化が図られる可能性を有していると考えられる。」とされ、中長期的に、「①識別表示の在り方や追加的コストに十分配慮した上での材料リサイクル手法に適した分別収集区分等の設定、②市町村による本分別収集区分に基づく分別収集の実施、③特定事業者による容器包装の機能維持や使用の合理化（リデュース）と両立する形での単一素材化・非塩素系素材化に向けた更なる取組、④再商品化製品の品質向上やそれを踏まえた有効利用とそのための技術開発・販路開拓の在り方、について検討することが必要」とされている。

- また、合同会合取りまとめでは、「上記の取組が進展するまでの間は、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保しつつ、分別排出を行う消費者から容器包装リサイクル制度の意義や適正な分別排出の必要性についての理解がより得やすくなるよう、上記のような可能性を有する材料リサイクル手法の質を高めることが必要」とされ、「可能な限りプラスチック製品の原材料を代替するような資源性の高い再商品化製品が得られるよう、平成20年度より、再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合に限り、材料リサイクル手法を優先的に取り扱うこととすべき」とされたところ。
- これを受けて平成20年度入札に品質基準を導入した。他方、その後もこれをクリアする事業者が相次ぎ、結局、平成21年度入札でも材料リサイクルの従前の落札可能量（再商品化能力の査定量）に77%の調整率を導入する緊急措置をとることとなった。

(3) 再商品化事業の適正化、透明化等

- 材料リサイクル事業者の参入拡大の一方で、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)上の再商品化が適切になされていない事業者が一部存在するのではないかとの指摘が生じてきた。また、こうした法律上の義務が十分果たされているのかといった問題点のほかにも、リサイクル事業、製品等の透明化を求める声が高まってきた。
- 調整率の一律適用など緊急措置がとられる中で、仮に一部に再商品化事業が適切に行われていない状況が存在するとすれば、そうした事業者から他の事業者に容器包装プラスチックの処理をシフトしていくことが必要である。このため、平成21年度入札に調整率が適用されるに当たり、経済産業省及び環境省では「再商品化」の定義を明確化するとともに、容協において守秘義務を遵守した上でトレーサビリティの強化措置等再商品化業務の運営の厳格化のための措置が実施された。
- また、透明化の観点については、平成20年7月に環境省に「容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会」が設置され、検討が続けられている。

(4) 環境負荷の低減効果等に係る科学的分析

- 様々な再商品化手法における環境負荷等(二酸化炭素等の排出、石油、石炭等枯渇性資源の利用等)の比較については、平成18年2月に取りまとめられた「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書」(産業構造審議会)において、「指定法人が実施する入札時における各再商品化手法の位置付けについては、マテリアルリサイクルの優先的な取扱いの在り方も含め、環境負荷の低減効果等の技術的な観点から、今後検討を進めるべきである」との提言がなされた。

- 平成19年6月の合同会合取りまとめにおいては、容リ協会に設置されたプラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等検討委員会において実施された環境負荷分析（LCA分析）について中間報告を受け、「現状では、手法ごとに一層の改善を図る際の参考指標としては活用し得るもの、各手法間の比較を行うに当たっては、環境負荷の項目等の比較対象や比較範囲、前提条件の設定、根拠となるデータのばらつきといった観点から、なお精査が必要」とし、検討の継続の必要性を示しつつ、「特定の手法の優位性を示すには至らなかつた」としている。平成19年10月に公表された同委員会報告においても、特定の手法の優位性を示していない。
- その後、平成20年8月に環境省が公表した報告においても、「再商品化手法ごとの環境負荷削減効果の比較・優劣の判断には、環境負荷を評価する範囲の設定や、比較対象の設定などの点で、現時点においてはなお課題が多く、既存の検討結果も踏まえつつ引き続き検討を進めることが重要である」とされ、また、容器包装リサイクル全体での環境負荷削減効果について、「リサイクルを行わず焼却・埋立処理や廃棄物発電を行う場合と比較して一定の効果を上げている」ことが示された。本来環境負荷分析は、単独で再商品化手法の優劣を結論づける役割を担うものではないが、環境負荷の低減効果等を検討するための基礎的なデータを提供するものであることから、同省において検討が継続されている。

(5) 平成22年度の措置を検討するに当たっての材料リサイクルの優先的取扱いについて

- 今般の合同会合におけるヒアリングにおいては、材料リサイクル手法の優先的取扱いにおける品質基準の導入により、再商品化製品の品質が向上していることが報告され、一定の品質での安定供給への期待が示された。また、選別や成形における技術開発等により、ヴァージン樹脂の代替として機能する例も報告され、「プラスチック製品の原材料を代替するような資源性の高い再商品化製品」の供給・利用の取組が進んでいる例が報告された。
- 材料リサイクル手法の優先的取扱いの適否については、引き続き議論を行うこととするが、合同会合取りまとめ以降もその適否に関する結論を否定する事実も判明していないことから、本年夏以降の議論に先立ち、平成22年度入札手続を検討するに当たっても、再商品化の効率化を図りつつ、再商品化手法の質の向上が図られるような手続を措置することが適当である。

3. 平成22年度において導入するべき措置

(1) 基本的考え方

- 中長期的課題に関する検討に結論が出るまでの間、材料リサイクル手法の効率化と質の向上を図るとともに、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを維持するとの観点から、材料リサイクル手法の優先的取扱い（特定の材料リサイクル事業者がその他の事業者に先行して落札を決定する取扱いをいう。）の総量に上限を設けるとともに、材料リサイクル手法の質の向上等のための総合的な評価を行い、優先的取扱いの中での運用に反映させる。

(2) 優先的取扱いにおける上限設定及び事業者基準

- 中長期的課題に関する検討の結論が得られていない一方で、品質基準適用後も優先的取扱いが適用される数量が増加し、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せの維持に支障を来す傾向があることなどから、中長期的課題に関する結論が出るまでの間、優先的取扱いの総量に上限（優先枠）を設けることとする。
- これまでの落札結果の動向も踏まえて、暫定的に、優先枠を市町村申込量の50%とする。
- なお、この措置は優先的取扱いに競争的な新たな環境を導入することにもつながる。
- 優先的取扱いの対象となる事業者（優先事業者）となるための基準は、当面、従前の品質基準を維持することが望ましい。

(3) 優先枠の運営における総合的な評価の導入

- 優先枠を設定したことから、従来に比べ競争的環境が導入されることとなるが、優先事業者の落札可能総量が優先枠を上回っている状況において価格のみの競争に委ねると、再商品化事業の質の向上がおろそかになるおそれが高い。
 - ・なお、「品質向上等のコストは商品価格上昇により回収されるため、競争的市場の下でも品質向上等は十分に進展するはず」との見方もあるが、逆有償状態からのリサイクルである再商品化事業については、ヴァージン原料製品との競争や廃棄物の適正処理といった理由により、こうした機能が十分に発揮されない面がある。

- このため、優先事業者に対する総合的な評価を導入するとともに、可能な限り平成22年度の入札からの確実な反映させることとする。
- 入札制度の詳細は容り協会において検討、公表されるべきであるが、概略以下のような論点を踏まえ検討されることが望ましい。

①総合的な評価の実施

- 総合的な評価は、リサイクルの質・用途の高度化に関する項目、環境負荷の低減効果等に資する項目、再商品化事業の適正かつ確実な実施に関する項目等について行うことが望ましい。
- 具体的な総合的な評価の指標としては、例えば、以下のような例を参考に、可能なものから盛り込むことが望ましい。

【評価指標の例】

リサイクルの質・用途の高度化

- ・ヴァーチャル樹脂代替
- ・単一樹脂化
- ・品質管理方法
- ・従来の品質基準の上乗せ

環境負荷の低減効果等)

- ・カスケード利用を含めた「他工程利用プラスチック」¹の高度な処理方法
- ・REリサイクル（複数回のリサイクル）の可能性、実施

再商品化事業の適正かつ確実な実施)

- ・利用段階へのトレーサビリティ
- ・地域住民への工場の公開実績、製品用途等の公開²

- なお、評価指標やそのウェイト付けなどについては、未参入者を含めた事業者の経営、投資行動等に多大な影響を及ぼすことから、材料リサイクル事業が目指すべき方向性や関係方面の意見等を十分に踏まえ、適切に定め、公表することが必要である。

¹ 再商品化の本工程前の処理において、当該工程に不適な素材として事前分別されたプラスチックをいう。これらは、ケミカルリサイクルや熱回収等による有効利用が可能であり、また、分別基準適合物の質によってもその発生量等が大きく異なる。従前の「残渣」という用語では、当該再商品化手法において利用されなかった後他の一切の利用が困難な残渣物であり、また、その発生率等が当該手法に起因する固有のものであるかの印象を与えるため、ここでは「他工程利用プラスチック」とした。

² 当面、後述のような詳細な公開が再商品化における資源循環の阻害をもたらすおそれがあることにも鑑み、現時点では個別製品名や個別利用事業者名の公開までは指標として求めないことが妥当。

- また、個々の事業者に対する評価結果の通知の在り方についても、他の評価制度や資格制度なども踏まえ、適切に定めることが必要である。

②優先枠の運営方法等

- 総合的な評価が相対的に高い事業者が入札競争上有利に働くような仕組みを構築する。
- その際、品質向上努力の促進、競争的環境の形成、不当な差別的取扱いの回避、経過的措置等に十分配意する。

<具体的な案の例は別紙のとおり>

(4) 入札制度以外の改善

①再商品化業務の厳格化、適切な履行及び容り協会の運営の改善

- 再商品化義務は、容器包装リサイクル法の骨格を成す重要な事項であり、特にプラスチック製容器包装については、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっていること等もあり、その厳格かつ適切な履行が重要である。
- 容り協会は、特定事業者の再商品化義務を代行するものであり、再商品化事業者が再商品化を怠った場合には、単に再商品化事業者が再商品化実施契約違反に該当するのみならず、容り協会の義務が果たされていないとみなされる場合があることに留意すべきである。
- これに鑑み、容り協会は、再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置について以下のように強化を図るべきである。なお、再商品化事業者との契約において、不適正行為があった場合について契約解除や登録停止も含めた措置を行うことを盛り込んでおり（再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程）、下記の追加措置によって不適正行為が判明した場合、手続の適正性を十分担保しつつ措置規程に則った厳格な対応をとることにより、不正な事業者が市場から退出させられることが期待される。
 - 容り協会による検査体制を質量ともに強化し、提出された施設能力書面との対比や、市町村・再商品化製品利用事業者等他の主体からの報告との整合性の確認などをよりきめ細かく行うとともに、不定期の立入検査の回数を大幅に増強する。
 - 再商品化製品利用事業者に対しては、平成21年度分から実際に利用した量を証する書類（利用証明書）の提出を求め、また、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任を明確化したところであり、現地調査の拡充を行うことにより、こうした措置の実効性を確保する。

- 不適正行為に関する電話通報窓口を整備し、ホームページ等を通じてこうした通報窓口の周知を進めることとし、容り協会は、受け付けた通報について、風説流布等による業務妨害とならないよう信憑性等も吟味し、個々の対応を記録しつつ適切に対処する。
- また、市町村が市民に対しどのようにリサイクルされているか説明を行いやすくなるよう、容り協会と再商品化事業者・市町村との契約内容をそれぞれ整備し、再商品化業務の円滑な実施にも配意しつつ、市町村が、当該市町村からの容器廃棄物を受け入れている再商品化事業者に対して現地確認を行うことができるようとする。
- 国による業務の監督や、関係主体との情報交換等の取組を引き続き進め、容り協会の中立性・公正性を高めるようにするとともに、同協会の再商品化事業者の監督についても入札に参加する再商品化事業者としての登録の可否について判断を行う容り協会の登録審査判定に、消費者代表や弁護士等が参加して監査を行うこととし、結果の公正性を担保するようとする。
- なお、上記のような不適正行為等以外の場合においても、経営環境悪化等事業者の責に帰すべきものではない理由により、再商品化業務が滞るような場合を考えられる。入札を巡る競争状況を踏まえれば、再商品化を推進するため、容り協会は、再商品化の見込みがない契約を締結することがないよう十分注意するとともに、再商品化事業者からの月次報告や再商品化製品利用事業者からの利用した量を証明する書類等を確認すること等により、再商品化の進捗度合いをウォッチし、上記のような場合においては、特段のペナルティを課すことなく、年度途中であっても契約の解除等を事業者に促し、他の再商品化事業者に容器包装プラスチックを回すことを促進するべきである。
- さらに、容り協会は、その業務の実施に当たって、中立性、公正性を確保することはもちろんのこと、これに加え、業務上の措置が与える経済的、社会的影響の重大性に鑑み、各種手続面での透明性、関係者の利便性向上のための措置などにも十分配慮が必要であり、行政手続法の趣旨等も踏まえ、手続の適正性を十分担保すべきである。(例えば、書面審査における形式上の不備等の補正指示、審査結果の理由提示、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」の充実、及びこれら手続に関する規定の整備など)
- なお、容り協会は、業務上多くの再商品化事業者等の取引内容等の情報に接することとなるが、後述のように、仮に不用意な情報流出などがあると、かえって再商品化製品の利用が阻害される場合もあることに十分に留意し、守秘義務の遵守等の下で適切に業務を実施することが必要である。

②各主体における透明性の向上に係る措置

- プラスチック製容器包装のリサイクルについての消費者の信頼性を高めるため、後述のように企業の営業の秘密等に十分配意しつつ、以下により情報公開を進め透明性の向上に取り組むべきである。
- 容リ協会は、再商品化製品が何になっているのか（再商品化製品の用途）の情報や、他工程利用プラスチックについて熱回収等により一定の有効利用が図られている状況について、自らのホームページ上で公表を行っているが、分別収集を住民に呼びかけ日常的に啓発を行っている市町村を通じた情報提供が行われやすくなるよう、市町村が利用しやすい形で情報提供を行うようすべきである。
- また、容リ協会は、制度に参加したことによる実感を得られるような情報を提供することで消費者の信頼性を高めるため、例えば、再商品化による環境負荷低減効果等について、年次の再商品化実績等をもとに計算し、公表を行うなど、提供する情報について工夫を行うべきである。
- 特定事業者は、再商品化義務を負う立場であり、容リ協会への再商品化委託金の支払によって再商品化義務の履行とみなされることに甘んじることなく、再商品化製品の利用が拡大するような取組を行うことで、再商品化による循環を円滑化させ、同時に制度の信頼性の向上にも寄与できると考えられ、まずは再商品化製品の利用実績について公開していくことが望まれる。
- 市町村は、廃棄物の処理や分別収集に関して、広報誌やごみカレンダー等を通じて住民に対する啓発を日常的に行っており、より積極的な分別収集への協力を求めてることで、効率的かつ質の高い分別収集を行えると考えられる。このため、上記により市町村に提供される情報も踏まえ、分別収集された当該市町村の容器包装廃棄物に係る再商品化製品の用途等の情報について、消費者に提供するための取組を進めるべきである。
- なお、再商品化製品がどのように利用されどのようないくつかにに関する情報については、リサイクル材の原材料利用等を積極的に企業の環境対応としてPRする事例も多くあり、また、分別収集における住民の協力を得るためにも、できる限り多くの情報を公開すべきである。一方、商品開発競争や、品質面の信頼性、コスト面での評価等に係る懸念が払拭されない現状では、再商品化製品に関するあらゆる情報開示を求めるることは、逆に再商品化製品の利用が阻害されることにつながり、再商品化による循環を阻害するおそれがあることに十分な留意が必要である。

③市町村による分別収集の質の向上の促進

- 分別基準適合物の質の向上について、改正容器包装リサイクル法に基づく資金拠出制度により、質の高い分別収集を促しているところであり、洗浄が困難なラップ類等再商品化が困難なもの除去を促すよう、市町村に対しガイドラインにより周知する。

④関係者による「共創」の促進

- 特定事業者・消費者・地方自治体・容リ協会・再商品化事業者・再商品化製品利用事業者といった関係主体が、地域における連携協働を促進する。また、特定事業者と再商品化事業者との情報交換により容器包装の材質等の工夫を進める等関係主体間の連携を更に促進する。モデル事業については、実施評価を行い、事業の継続の是非、今後の改善点等を検証する。

4. 中長期的課題について

中間取りまとめ以降の中長期的課題の議論においては、以下の点を検討し、概ね来年夏頃までに結論を得られるよう議論を進める。

○ 材料リサイクルの優先的取扱いの在り方

優先的取扱いの在り方については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析(LCA分析)等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等も踏まえ、引き続き検討を行う。その際、個々の判断要素を総合した検討を行う。

○ 市町村の意向の反映

地域における連携の推進の重要性に鑑み、再商品化段階においても市町村の意向を反映するようにし、再商品化の質の高度化・効率化に向けた取組が更に進むよう検討すべきであるが、今回導入しようとしている優先的取扱総量への上限の設定と総合的な評価制度を前提に、どのような仕組みが構築可能であるか、更なる検討が必要。

○ リサイクルシステムの高度化

プラスチック製容器包装リサイクル及びこれに関わる社会システム全体の高度化・効率化のため、以下を検討。

- ▶ リサイクルの質の向上のための技術開発の在り方（高効率識別分別、用途開発等）、個別の技術工程の効率化等の在り方
- ▶ 特定事業者を含む製造事業者等におけるリサイクル配慮設計等の推進（製品の単一素材化、PVC,PVDCの利用、分離容易化、表示等）

- 消費者に対する分別排出の徹底
- リサイクルを前提とした適切な分別収集の在り方
- 自治体による分別収集の高度化・効率化の取組
- 関係者相互の情報交換・透明性向上の取組
- リサイクル配慮設計、リサイクル材利用などの製品3R寄与度等の「見える化」、指標化と消費者、社会等への情報提供
- 地域における分別収集、再商品化等に関する住民、社会への情報提供等の在り方

○ リサイクルの適正性・安定性の向上

- 不適正行為等に対する措置の強化・トレーサビリティの確保
- 新たな契約方式の導入の可能性（複数年契約、年間複数回契約 等）
- 再商品化手法と地域偏在への対処等地域的特性の在り方
- 適正な再商品化コストと入札上限価格の在り方
- 国、自治体や、特定事業者を含む製造事業者等におけるリサイクル製品の利用拡大

○ その他総合的な資源化の推進等

- 利用事業までを踏まえた再商品化の評価の考え方（原材料利用と燃料利用の区別等）
- 多段階の再商品化の可能性
- 市町村によって焼却等されている廃プラスチックのリサイクル推進・混合プラスチックのリサイクル、環境負荷の低減等の取組と公表、その推進のための仕組み等の検討（別途議論）

<別紙>

優先枠の運営方法等について

(a) 入札方法

- 総合的な評価を盛り込んだ具体的な入札方法としては、品質向上努力等が的確に反映されるよう、例えば、「総合的な評価の結果を反映(下記(b)参照)し、かつ、個々の落札可能量の総計が落札枠にほぼ見合っている入札枠(優先A枠)」を優先枠内に設け、その落札決定手続を、「優先枠内の他の部分(優先B枠)」に先行して行う手法が考えられる。(優先A枠での競争倍率は、優先B枠での競争倍率よりも相対的に低く設定。)
- なお、優先A枠においても、従来の優先的取扱いに比して競争的な環境を導入することが必要である。

(b) 評価の反映方法

- 評価の反映方法としては、評価の差異により入札条件等が著しく異なるようなことを避けるため、総合的な評価の結果を、個々の事業者の優先A枠への参画権の度合い(例えば、落札可能総量(=処理能力の査定値)に占める優先A枠での落札可能量の比率=「優先A率」)に相対的に反映させるような手法が望ましい。

<例> 総合的な評価で事業者Sの評価が事業者Tの評価を上回った場合

A枠での落札可能量	B枠での落札可能量
・事業者S 落札可能総量の60%※	落札可能総量の40%
・事業者T 落札可能総量の30%※	落札可能総量の70%

※優先A率

<上記(a)、(b)に係る留意事項>

- 優先A枠とB枠の比率設定や、総合的な評価結果の個々の事業者の優先A率への具体的な反映態様(率の平均的な水準や順位差による率の差異等)の決定に当たっては、優先枠の総量、評価結果のばらつき、評価結果順でみた場合の個々の事業者の処理能力の分布状況、効率化と品質向上に与える影響などを総合的に勘案し、適切に行うことが必要である。
- また、優先A枠、B枠の総量やそれぞれの競争倍率などについては、個々の事業者の入札行動に多大な影響を及ぼすことから、事前に公表することが望ましい。

(c) その他の留意事項

(イ) 激変緩和措置の導入

- 平成21年度の優先的取扱いを受けた量と平成22年度の優先A枠での落札可能量の激変を緩和するための措置を導入する。

(ロ) 一般枠参加への選択権の継続

- 優先的取扱いの権利を放棄する事業者は一般枠での入札参加を認める。